

市税のあらまし

市税は市民の生活に密着した行政運営に欠かすことのできない貴重な財産です。
今月から来月にかけて、この納税（納入）通知書をお送りしますが、今回は税のあらましをお知らせします。

平成 26 年度納税（納入）通知書発送予定日

固定資産税・都市計画税 …… 5 月 12 日(月)
市民税・道民税（特別徴収） …… 5 月 13 日(火)
市民税・道民税（普通徴収） …… 6 月 10 日(火)
軽自動車税 …… 5 月 12 日(月)
国民健康保険税 …… 6 月 10 日(火)
介護保険料 …… 6 月 10 日(火)
後期高齢者医療保険料 …… 6 月 10 日(火)

市民税・道民税

毎年1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得（表の「市民税と道民税が課税されない方」）を超える方は、所得額に応じて課税されます。

【均等割額】

市民税 3500円 + 道民税 1500円

※平成26年度から平成35年度までの間、防災のための施策に必要な財源を確保するため、1000円（市民税500円、道民税500円）が加算されます。この均等割の引き上げは全国的に実施されるものです。

【所得割額】

課税標準額（総所得金額 - 所得控除金額）× 税率（10%）

市民税と道民税が課税されない方

●均等割も所得割もかからない場合

- ①未成年の方、障がいのある方、寡婦または寡夫に該当する方で、合計所得金額が125万円以下の方
 (例) 収入が給与のみの場合：
 収入額が約204万円以下の方
 収入が年金のみの場合：
 収入額が245万円以下の方
 （昭和24年1月1日以前生まれの方）
 収入額が約216万円以下の方
 （昭和24年1月2日以降生まれの方）

- ②扶養親族がいる方で、
 {(本人 + 扶養人数) × 35万円 + 21万円} 以下の所得の方
- ③扶養親族がいない方で、
 前年の合計所得金額が35万円以下の方
- ④生活保護法によって生活扶助を受けている方

●所得割がかからない場合

扶養親族がいる方で、
 {(本人 + 扶養人数) × 35万円 + 32万円} 以下の所得の方

固定資産税 都市計画税

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産（事業用の機械・器具・備品など）を所有している、次の台帳に登録または登録されている方に課税されます。（都市計画税は土地、家屋が市街化区域内に所在する場合に課税されます。）

- 土地Ⅱ登記簿または土地補充課税台帳
- 家屋Ⅱ登記簿または家屋補充課税台帳
- 償却資産Ⅱ償却資産課税台帳

固定資産税や都市計画税についてのしくみなどを説明したパンフレットを、5月12日

(月) 発送予定の納税通知書に同封しますので、ご覧ください。

■税額の計算方法

固定資産税Ⅱ課税標準額 × 税率（1.4%）
 都市計画税Ⅱ課税標準額 × 税率（0.3%）

※課税標準額は土地、家屋、償却資産の評価額を元に算出されます。

※市では固定資産の課税内容をお知らせするため、固定資産税・都市計画税納税通知書に「固定資産（土地・家屋）課税明細書」を添付していますので、課税状況をご確認ください。

■納期

年4回（5月、7月、9月、12月）

■新築住宅の固定資産税の軽減切

平成22年（マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成20年。ただし長期優良住宅を除く。）に新築された住宅の固定資産税はこれまで軽減されてきましたが、軽減の期間が平成25年度で終了したことから、今年度（平成26年度）から本来の税額に戻ります。

なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されていますので、ご確認ください。

【詳細】 資産税課 ☎ 381・1404

【詳細】 市民税課市民税係 ☎ 381・1012

軽自動車税

毎年4月1日現在、市内で使用している原動機付自転車、トラクターなどの小型特殊自動車、軽自動車、二輪小型自動車を所有または使用している方に課税されます。普通乗用車と異なり、月割制度はありません。

5月12日(月)に発送する納税通知書は、車検の有無によらず車両1台ごと発行します。納期限は6月2日(月)です。

■口座振替をご利用の方へ

納付確認の後、納付済確認通知書と車検用納税証明書を送付します(6月中旬予定)。

5月下旬から6月中旬までに車検の有効期間が満了となる車両をお持ちの方は、満了日の1か月前から車検を受けることができますので、平成25年度車検用納税証明書(有効期限は平成26年5月30日)にて、早めに車検を受けることをお勧めします。5月31日から車検用納税証明書が届く前に平成26年度車検用納税証明書が必要な方は、ご連絡ください。

■軽自動車税の減免

下の表に該当する場合には減免制度があります。

※部位により対象となる障がい等の等級が異なりますので、事前に電話などでご確認ください。

対 象 者	対象となる軽自動車
①重度の身体障がいまたは精神障がいがある方	使用または所有するもの
②重度の障がいのある身体障がい者で18歳未満の方、または精神障がい者のうち、重度の障がいのある方と生計を同じくする方	所有する軽自動車で、当該身体障がい者または精神障がい者のために運転するもの
③身体障がい者などのみの世帯の方	所有する軽自動車で、当該身体障がい者などのために常時介護する方が運転するもの
④右の軽自動車を所有する方	身体障がい者などの利用のための構造をもつもの

【手続き】

①交付を受けている手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など)、②運転免許証、③印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑以外)、④車検証をお持ちのうえ、5月26日(月)までに市役所10番窓口で手続きしてください。

※平成26年度納税通知書が届いてから申請される方は、納税する前に手続きしてください。

国民健康保険税

国民健康保険の加入者に負担していただく税金です。算出方法などは下の表のとおりです。

◇軽減の対象が拡大されます。

表中の②均等割及び③平等割は、世帯の所得等に応じて軽減されますが(申請不要)、平成26年度よりその対象が拡大されます。

【忘れずに申告してください】

今年度の国民健康保険税は、前年中(平成25年1月1日～12月31日)の所得に基づき算定します。前年中は無収入だった方、または収入が障害年金・遺族年金や雇用保険の給付金などの非課税所得だけの方も必ず申告をしてください。

申告を忘れた場合は、国民健康保険税の軽減の対象から外れるほか、高額療養費支給額や入院時食事療養費の減額などの判定が行えませんので、ご注意ください。

※すでに確定申告や市民税の申告がお済みの方や、収入が年末調整済みの給与や公的年金(老齢年金)だけの方は申告不要です。
※所得の種類や内容により申告先が異なります。

【詳細】市民税課 ☎381・1012

【詳細】国保年金課 国保賦課係 ☎381・1028

平成26年度の国民健康保険税

【医療分】

- ①所得割→(前年所得-33万円)×8.3%
- ②均等割→加入者1人につき24,000円
- ③平等割→1世帯につき25,500円
※①～③を合算した額で最高額は510,000円です。

【後期高齢者支援金等分】

- ①所得割→(前年所得-33万円)×1.6%
- ②均等割→加入者1人につき5,000円
- ③平等割→1世帯につき5,500円
※①～③を合算した額で最高額は140,000円です。

【介護分】(40歳～64歳の被保険者)

- ①所得割→(前年所得-33万円)×1.7%
- ②均等割→加入者1人につき8,800円
※①～②を合算した額で最高額は120,000円です。

リストラされた方などの国保税の軽減

リストラや雇い止め、倒産などにより離職した方で国民健康保険に加入している方や、このような離職により被用者保険などから国民健康保険へ加入した方は、申請により国保税の軽減が受けられます。

■対象となる方

雇用保険の特定受給資格者、あるいは特定理由離職者で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、

■軽減額

前年の給与所得を30/100とみなして税計算が行われ、国保税が軽減されます。
(16ページへ)

■軽減期間

離職した日の翌日の月分から翌年度末まで軽減され、途中で就職しても国保に加入中であれば継続されますが、他の健康保険に加入した場合は終了となります。

ただし、軽減期間内に再離職し、再度国民健康保険に加入した場合は軽減が再度適用されることもあります。再離職の際に自己都合退職などにより雇用保険受給資格者証が発行された場合は軽減が適用されません。

雇入した場合は軽減が再度適用されることもあります。再離職の際に自己都合退職などにより雇用保険受給資格者証が発行された場合は軽減が適用されません。

雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

■高額療養費

高額療養費などの所得区分

の判定についても、給与所得を30/100として判定します。

■申請方法

雇用保険受給資格者証と印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑以外)をお持ちの上、市役所本庁舎1階の国保年金課(6番窓口)で申請してください。

詳細 国保年金課国保賦課係
☎ 381・1028

市税の納め忘れはありませんか？

■期限内納付に御協力を

市税は、市民のみなさんが安心して暮らせるよう、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源で、例年、市の一般会計当初歳入予算額の約30パーセントもの割合を占めています。安定した財源の確保のためにも市税は納期限内に納めましょう。

納期限までに納付されない場合は「滞納」となり、税負担の公平性を保つため、法で定められた利率の延滞金も納めていただくこととなります。

■滞納すると

定められた納期限までに納付がない方には督促状を送り納付を促します。その後も納付がない場合は、納税案内

コールセンターより電話による納付の呼び掛けを行うほか、催告書なども送付します。

■滞納処分

督促状や催告書などを発送した後も滞納が続く方には、強制的に滞納している税を徴収する「滞納処分」となる場合もあります。滞納処分は、債権(預貯金・給与・生命保険など)のほか、不動産や動産(自動車など)も対象となります。

ります。

平成24年度は、債権3005件・不動産117件・動産7件の滞納処分を行っており、これらの差し押さえられた財産は、インターネットオークションにより公売されます。

■納税相談はお早めに

今月から税目ごとに、平成26年度の納税通知書が発送されます。やむを得ない事情により納期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

市税を公平に負担していたために、今後とも市税滞納の解消と防止に向け、より一層取り組んでいきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳細 納税課 ☎ 381・1013

インターネット公売

差し押さえた財産を、国税徴収法などのつとって、インターネットを使って売却することです。インターネット公売で落札された物件の買受代金は、滞納税金にあてられます。インターネット公売の開催状況など、詳細は市のホームページをご覧ください。

【後期高齢者医療制度 保険料率が変わりました】

被保険者の皆さんに納めていただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すことになっています。平成26・27年度の新しい保険料は次のとおりです。

平成26年度の保険料額につきましては、6月中旬に送付される「保険料額決定通知書」によりご確認ください。

詳細 医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 290-5601

1 新しい保険料率

■均等割 (被保険者すべてが等しく負担)

平成24・25年度	平成26・27年度	増減
年額47,709円	年額51,472円	3,763円増

■所得割 (被保険者の所得に応じて負担)

平成24・25年度	平成26・27年度	増減
10.61%	10.52%	0.09%減

■賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)

平成24・25年度	平成26・27年度	増減
55万円	57万円	2万円増

2 保険料の計算方法

$$1 \text{ 年間の保険料 (100円未満切り捨て)} = \text{均等割額 (51,472円)} + \text{所得割額 (平成25年中の所得 - 33万円)} \times 10.52\%$$

●年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割りで計算します。

3 保険料の軽減

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。平成26年度より均等割の2割・5割軽減の範囲が拡大されます。

①均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成26年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円(年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,147円	約400円増
33万円	8.5割軽減	7,720円	約600円増
33万円+(24万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	25,736円	約1,900円増
33万円+(45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	41,177円	約3,000円増

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減 (被保険者個人の所得で判定)

所得が次の金額以下の方	軽減の割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

被保険者個人の所得で判定します。

③被保険者保険の被扶養者だった方への軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

